

## 豊田市認証保育所交付金交付要綱

### (通則)

第1条 豊田市認証保育所交付金（以下「交付金」という。）は、保育を必要とする児童が保育所不足等のために認可外保育施設等を利用している実態に鑑み、保育サービスの質の向上及び保育環境の充実を図るため、認証保育所に対して交付するものとし、その交付に関しては、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する事業を目的とする施設で、同法第35条第4項の規定による認可を受けていないもののうち、市長が認証した施設をいう。
- (2) 保育を必要とする児童 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5各号のいずれかに該当する者であり、当該年度4月1日の満年齢が3歳以下の者で、かつ豊田市内に居住している者。ただし、同条第6号及び第9号に該当するものは、保育を必要とする児童に含めない。なお、同条第1号に規定する「月を単位に市町村が定める時間」は豊田市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年規則第81号）第3条のとおりとする。
- (3) 保育を必要とする児童（A型） 保護者が当該施設の従業員等関係者である保育を必要とする児童。ただし、当該施設保育従事者の児童は含まない。
- (4) 保育を必要とする児童（B型） 保育を必要とする児童のうち前号に定める児童を除いたもの。ただし、当該施設保育従事者の児童は含まない。

### (交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 当該年度の認証保育所の設置者であること。
- (2) 豊田市税を滞納していないこと。

### (交付目的及び交付金額)

第4条 交付対象事業は豊田市認証保育所の保育を必要とする児童の保育実施及び健全な施設管理運営を目的とし、交付金額は別表第1に定めるところとする。

### (交付金)

第5条 市長は、交付対象者に対して、予算の範囲内において交付金を交付する。

### (交付の申請)

第6条 交付対象者は、豊田市認証保育所交付金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して申請しなければならない。

- 2 交付対象者は、前項の書類の添付に当たり保育を必要とする児童の費用負担を要する場合は、当該費用の全部又は一部を負担しなければならない。

- 3 交付金の交付の申請をしようとする者が団体の場合は、団体調書（別紙1の5）及び役員名簿（別紙1の6）を併せて提出しなければならない。

（交付の決定通知）

- 第7条 市長は、前条の規定により交付申請があり、その内容を適当と認めるときは、交付の決定をし、豊田市認証保育所交付金交付決定通知書（様式第2号）により交付対象者に通知するものとする。この場合において、市長は交付金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。
- 2 市長は、交付金の交付事務に必要な内容に関し、交付対象者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

（交付の除外要件）

- 第8条 前条の規定にかかわらず、市長は、第6条の規定により交付金の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。
- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 交付事業に関する申請等について不正な行為をした者又は市長が不相当と認める者。ただし、交付事業に関する不正行為により認証取消となった者で認証取消決定日から3年を経過している者を除く。

（計画変更）

- 第9条 交付対象者が、交付事業の内容を変更しようとするときは、豊田市認証保育所交付金事業計画変更承認申請書（様式第3号）に必要書類を添付して申請しなければならない。
- 2 交付対象者は、前項の書類の添付に当たり保育を必要とする児童の費用負担を要する場

合は、当該費用の全部又は一部を負担しなければならない。

(変更決定通知)

第10条 市長は前条第1項の規定により当該交付金の交付の変更を承認したときは、豊田市認証保育所交付金変更決定通知書(様式第4号)により、交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付対象者は、交付事業を完了(廃止及び中止を含む。)したときは、豊田市認証保育所交付金実績報告書(様式第5号)に必要書類を添付して提出しなければならない。

(額の確定及び通知)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき交付金の額を確定し、豊田市認証保育所交付金確定通知書(様式第6号)により交付対象者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第13条 交付金は、その全部又は一部を概算払により交付する。

(状況報告)

第14条 市長は、交付事業等を適正に執行させるため、必要に応じて、交付対象者に交付事業等の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(検査)

第15条 市長は、必要があると認めたときは、交付対象者に対して、交付事業に関し必要な検査をすることができる。

(関係書類の整理保存)

第16条 交付対象者は、交付金に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を事業の完了の翌年度から5年間整理保存しなければならない。

(交付の決定取消又は交付金の返還)

第17条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 豊田市認証保育所の認証を解除されたとき。
- (2) 規則若しくはこの要綱の規定、交付金の交付の決定に付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- (3) 交付金を交付事業以外の用途へ使用したとき。
- (4) 交付金の運用又は交付事業の執行方法が、不相当と認められるとき。
- (5) 決算額が交付額に比べて減少したとき。
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は交付に関し、不正の行為があったとき。
- (7) 第8条のいずれかに該当するとき。

(8) 第15条の規定による検査を忌避したとき。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(遅滞利息)

第18条 交付対象者は、交付金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未済期につき市長が別に定める割合で計算した遅滞利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅滞利息の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

施設	保育を必要とする 児童数区分	交付金単価 (年額、単位：円)		
		区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
A 型	1 人以上 7 人未満	1,100,000	1,400,000	1,800,000
	7 人以上 13 人未満	2,300,000	2,800,000	3,600,000
	13 人以上 19 人未満	3,500,000	4,300,000	5,400,000
	19 人以上 25 人未満	4,600,000	5,700,000	7,200,000
	25 人以上	5,800,000	7,200,000	9,000,000
B 型	1 人以上 7 人未満	1,700,000	2,100,000	2,700,000
	7 人以上 13 人未満	3,500,000	4,300,000	5,400,000
	13 人以上 19 人未満	5,200,000	6,400,000	8,100,000
	19 人以上 25 人未満	7,000,000	8,600,000	10,800,000
	25 人以上	8,700,000	10,800,000	13,500,000

備考

1 「施設」は、以下のとおり。

A 型：保育を必要とする児童 A 型のみを保育する施設又は保育を必要とする児童 B 型の人数が保育を必要とする児童 A 型の人数を下回る施設。各人数は当該年度 10/1 時点のもの。

B 型：A 型以外の施設。

2 「保育を必要とする児童数区分」及び「交付金単価」は以下のとおり。いずれの場合も、基準日時点で保育が必要である旨の証明を要する。

区分	保育を必要とする児童数区分	交付金単価
当該年度 10/1 時点で豊田市認証保育所事業を行っている施設	10/1 時点で保育を必要とする児童がいる場合：人数は当該年度 10/1 時点のもの。ただし、10 月末日前に退園した保育を必要とする児童は人数に含めない（当該保育を必要とする児童が 8 月末日までに入園した場合は、この限りでない）。	別表第 1 のとおり。 ただし、年度途中の事業開始・廃止等は交付金単価を 12 で除したものに事業実施月数（各月初日で判断）を乗じた額（千円未満切捨て）。
	10/1 時点で保育を必要とする児童が 0 人の場合：人数は当該年度認証適用開始日時点のもの。ただし、当該年度認証適用開始日の属する月の末日前に退園した保育を必要とする児童は含めない。	別表第 1 の交付金単価を 12 で除したものに、当該年度認証適用開始日時点の保育を必要とする児童が 1 人以上在園していた月数（各月初日で判断）を乗じた額（千円未満切捨て）。
当該年度 10/1 時点で豊田市認証保育所事業を行っていない施設（認証解除された施設含む）	人数は当該年度認証適用開始日時点のもの。ただし、当該年度認証適用開始日の属する月の末日前に退園した保育を必要とする児童は含めない。	別表第 1 の交付金単価を 12 で除したものに、当該年度認証適用開始日時点の保育を必要とする児童が 1 人以上在園していた月数（各月初日で判断）を乗じた額（千円未満切捨て）。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

豊田市長 様

申請者  
施設名称  
設置者名称  
フリガナ  
代表者名  
生年月日  
設置者所在地  
電話番号

年度 豊田市認証保育所交付金交付申請書

年度豊田市認証保育所交付金について、豊田市補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 交付金交付申請額 金 円
  
- 2 交付事業の目的
  
- 3 交付事業の内容
  
- 4 添付書類
  - (1) 年度 豊田市認証保育所交付金算出調書 . . . 別紙1の1
  - (2) 年度 豊田市認証保育所保育を必要とする児童一覧（該当の場合のみ）  
. . . 別紙1の2
  - (3) 年度 豊田市認証保育所保育を必要とする児童調書（該当の場合のみ）  
. . . 別紙1の3
  - (4) 年度 歳入歳出予算書抄本 . . . 別紙1の4
  - (5) 団体調書（該当の場合のみ） . . . 別紙1の5
  - (6) 役員名簿（該当の場合のみ） . . . 別紙1の6
  - (7) 豊田市認証保育所認証書（写）

5 交付金申請の同意・誓約事項

内容	同意・誓約欄 (☑チェックしてください。)
1 豊田市税を滞納していません。	<input type="checkbox"/>
2 交付金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

6 法人番号（法人の場合のみ）

法人番号（13桁）												

※不明な場合は国税庁HP「法人番号公表サイト」でご確認下さい。

別紙 1 の 1

年度 豊田市認証保育所交付金算出調書

施設名 \_\_\_\_\_

施設区分	認証区分	保育を必要とする児童数	交付金単価 A	交付対象事業実施月数 b	交付金額 (a × b / 12) 千円未満切捨て
型		人	円	月	円

注)

1 施設区分

A 型：保育を必要とする児童（A 型）のみを保育する施設又は保育を必要とする児童（B 型）の人数が保育を必要とする児童（A 型）の人数を下回る施設。各人数は前年度 10/1 時点のもの。

B 型：A 型以外の施設。

2 保育を必要とする児童数

申請日	区分	保育を必要とする児童数区分
9 月末日以前に交付申請するとき	前年度豊田市認証保育所交付金の交付を受けた施設（前年度 10/1 時点で保育を必要とする児童数が 0 人の施設及び当該年度の 9 月末日までに豊田市認証保育所事業を廃止する予定の施設（認証解除予定の施設含む。）を除く。）	人数は前年度 10/1 時点のもの。ただし、10 月末日前に退園した保育を必要とする児童は人数に含めない（当該保育を必要とする児童が 8 月末日までに入園した場合は、この限りでない。）。
	前年度 10/1 時点で豊田市認証保育所事業を行っていない施設（認証解除された施設含む。）、前年度 10/1 時点で保育を必要とする児童が 0 人の施設及び当該年度の 9 月末日までに豊田市認証保育所事業を廃止する予定の施設（認証解除予定の施設含む。）	人数は当該年度認証適用開始時点のもの（認証適用開始日の属する月の末日前に退園した保育を必要とする児童は含めない。）。（※）
10 月 1 日以降に交付申請するとき	当該年度 10/1 時点で豊田市認証保育所事業を行っている施設	人数は当該年度 10/1 時点のもの。ただし、10 月末日前に退園した保育を必要とする児童は含めない（当該保育を必要とする児童が 8 月末日までに入園した場合は、この限りでない。）。なお、当該年度 10/1 時点で保育を必要とする児童が 0 人の場合は、当該年度認証適用開始日時点のもの（認証適用開始日の属する月の末日前に退園した保育を必要とする児童は含めない。）。（※）
	当該年度 10/1 時点で豊田市認証保育所事業を行っていない施設（認証解除された施設含む。）	人数は当該年度認証適用開始時点のもの（認証適用開始日の属する月の末日前に退園した保育を必要とする児童は含めない。）。（※）

※基準日時点で保育が必要である旨の証明（別紙 1 の 2 及び別紙 1 の 3）の添付を要する。

3 交付対象事業実施月数

各月初日で判断する。なお、当該年度 10/1 時点で豊田市認証保育所事業を実施していない場合及び当該年度 10/1 時点で保育を必要とする児童が 0 人の場合で、当該年度認証適用開始日時点の保育を必要とする児童数に基づき申請する場合は、当該年度認証適用開始日時点で保育を必要とする児童が 1 人以上在籍している月数（各月初日で判断）とする。

別紙 1 の 2

年度 豊田市認証保育所保育を必要とする児童一覧

施設名 \_\_\_\_\_

1 年 月 日時点在籍 保育を必要とする児童

No.	児童名	生年月日	満年齢	住 所	入園日及び退園日
1		年 月 日	歳	豊田市	
2		年 月 日	歳	豊田市	
3		年 月 日	歳	豊田市	
4		年 月 日	歳	豊田市	
5		年 月 日	歳	豊田市	
6		年 月 日	歳	豊田市	
7		年 月 日	歳	豊田市	
8		年 月 日	歳	豊田市	
9		年 月 日	歳	豊田市	
10		年 月 日	歳	豊田市	
11		年 月 日	歳	豊田市	
12		年 月 日	歳	豊田市	
13		年 月 日	歳	豊田市	
14		年 月 日	歳	豊田市	
15		年 月 日	歳	豊田市	
16		年 月 日	歳	豊田市	
17		年 月 日	歳	豊田市	
18		年 月 日	歳	豊田市	
19		年 月 日	歳	豊田市	
20		年 月 日	歳	豊田市	
21		年 月 日	歳	豊田市	
22		年 月 日	歳	豊田市	
23		年 月 日	歳	豊田市	
24		年 月 日	歳	豊田市	
25		年 月 日	歳	豊田市	

注)

- ①基準日時点に在籍する保育を必要とする児童（3歳以下）のみを記載すること。
- ②上記児童においては別紙 1 の 3 『豊田市認証保育所保育を必要とする児童調書』が整備されていること。
- ③上記児童中 B 型児童は『利用契約書（入所決定書）等（写し）』を添付すること。
- ④「No.」を別紙 1 の 3 『豊田市認証保育所保育を必要とする児童調書』の「整理番号」に転記すること。
- ⑤児童名は漢字で姓名とも正確に記載すること。
- ⑥「退園日」については当該年度 10/1 以降に退園していない場合及びその旨が未定の場合は空白とすること。

(施設記入欄)

整理番号

別紙1の3

年度 豊田市認証保育所保育を必要とする児童調書

施設名 \_\_\_\_\_

児童	(フリガナ)	生年月日	年 月 日		
住所	豊田市	Tel.			
入所日	年 月 日				
世帯の状況 (利用児童の記載は必要ありません。)	続柄	氏名	生年月日	年齢	勤務先等
			年 月 日	才	
			年 月 日	才	
			年 月 日	才	
			年 月 日	才	
			年 月 日	才	

就労証明等(注①)を添付してください。

注)

- ①上記世帯員のうち児童の父・母においては、保育が必要である旨を証明していただく書類の添付を要します。ご利用施設から添付書類の指示を受けてください。
- ②『続柄』は施設利用児童からみた続柄をご記入してください。
- ③『年齢』は、施設から指示された日時点の満年齢をご記入ください。

《豊田市認証保育所利用者の皆様へ》

皆様の利用している施設は豊田市認証保育所の認証を受けた施設です。豊田市では皆様に健全な保育を提供すべく、当施設での運営に対し交付金を交付しています。この交付金の算出において皆様の世帯の状況(家庭での保育が困難であるか)を確認する必要があり、本調書のご提出をお願いいたします。本調書はこの交付金交付を適正に行うための重要な資料となりますので、この趣旨をご理解いただき、必要書類添付の上、ご利用施設に提出ください。

なお、本調書は豊田市に保管され、豊田市及びご利用施設は本調書を交付金交付事務以外の目的には使用いたしません。

豊田市

別紙1の4

年度 歳入歳出予算書抄本

※（様式は任意。ただし、歳出において「人件費」は明記されていること。）

団 体 調 書

備考

- 1 団体の定款、規約、名簿（役員・会員）などがある場合は、添付してください。
- 2 団体が法人である場合は、別紙1の6により、役員名簿を提出してください。



様式第2号(第7条関係)

豊 発第 号

様

豊田市認証保育所交付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度豊田市認証保育所交付金については、豊田市補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定します。

年 月 日

豊田市長

記

- 1 施設の名称
- 2 交付金の額 金 円
- 3 この交付金の対象となる事業
- 4 交付金交付の条件は、次のとおりとする。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

豊田市長 様

申請者  
施設名称  
設置者名称  
フリガナ  
代表者名  
生年月日  
設置者所在地  
電話番号

年度 豊田市認証保育所交付金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け豊保育発第 号で交付決定通知のあった豊田市認証保育所交付金について、下記のとおり計画を変更したいので、豊田市補助金等交付規則第8条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 交付金変更交付申請額 金 円  
変更前交付決定額 円  
変更後交付申請額 円
- 2 変更の理由
- 3 変更計画の内容
- 4 添付書類
  - (1) 年度 豊田市認証保育所交付金算出調書 ……別紙3の1
  - (2) 年度 豊田市認証保育所保育を必要とする児童一覧 ……別紙3の2
  - (3) 年度 豊田市認証保育所保育を必要とする児童調書 ……別紙3の3
  - (4) 年度 歳入歳出予算書抄本 ……別紙3の4

別紙3の1

年度 豊田市認証保育所交付金算出調書

施設名 \_\_\_\_\_

施設区分	認証区分	保育を必要とする児童数	交付金単価 a	交付対象事業 実施月数 b	交付金額 (a × b / 12) 千円未満切捨て
型		人	円	月	円

注)

1 施設区分

A型：保育を必要とする児童（A型）のみを保育する施設又は保育を必要とする児童（B型）の人数が保育を必要とする児童（A型）の人数を下回る施設。各人数は前年度10/1時点のもの。

B型：A型以外の施設。

2 保育を必要とする児童数

区分	保育を必要とする児童数区分
当該年度10/1時点で豊田市認証保育所事業を行っている施設	人数は当該年度10/1時点のもの。ただし、10月末日前に退園した保育を必要とする児童は含めない（当該保育を必要とする児童が8月末日までに入園した場合は、この限りでない。）。なお、当該年度10/1時点で保育を必要とする児童が0人の場合は、当該年度認証適用開始日時点のもの（認証適用開始日の属する月の末日前に退園した保育を必要とする児童は含めない。）。（※）
当該年度10/1時点で豊田市認証保育所事業を行っていない施設（認証解除された施設含む。）	人数は当該年度認証適用開始時点のもの（認証適用開始日の属する月の末日前に退園した保育を必要とする児童は含めない。）。（※）

※基準日時点で保育が必要である旨の証明（別紙3の2及び別紙3の3）の添付を要する。

3 交付対象事業実施月数

各月初日で判断する。なお、当該年度10/1時点で豊田市認証保育所事業を実施していない場合及び当該年度10/1時点で保育を必要とする児童が0人の場合で、当該年度認証適用開始日時点の保育を必要とする児童数に基づき申請する場合は、当該年度認証適用開始日時点で保育を必要とする児童が1人以上在籍している月数（各月初日で判断）とする。

別紙3の2

年度 豊田市認証保育所保育を必要とする児童一覧

施設名 \_\_\_\_\_

1 年 月 日時点在籍 保育を必要とする児童

No.	児童名	生年月日	満年齢	住 所	入園日及び退園日
1		年 月 日	歳	豊田市	
2		年 月 日	歳	豊田市	
3		年 月 日	歳	豊田市	
4		年 月 日	歳	豊田市	
5		年 月 日	歳	豊田市	
6		年 月 日	歳	豊田市	
7		年 月 日	歳	豊田市	
8		年 月 日	歳	豊田市	
9		年 月 日	歳	豊田市	
10		年 月 日	歳	豊田市	
11		年 月 日	歳	豊田市	
12		年 月 日	歳	豊田市	
13		年 月 日	歳	豊田市	
14		年 月 日	歳	豊田市	
15		年 月 日	歳	豊田市	
16		年 月 日	歳	豊田市	
17		年 月 日	歳	豊田市	
18		年 月 日	歳	豊田市	
19		年 月 日	歳	豊田市	
20		年 月 日	歳	豊田市	
21		年 月 日	歳	豊田市	
22		年 月 日	歳	豊田市	
23		年 月 日	歳	豊田市	
24		年 月 日	歳	豊田市	
25		年 月 日	歳	豊田市	

注)

- ①基準日時点に在籍する保育を必要とする児童（3歳以下）のみを記載すること。
- ②上記児童においては別紙1の3『豊田市認証保育所保育を必要とする児童調書』が整備されていること。
- ③上記児童中B型児童は『利用契約書（入所決定書）等（写し）』を添付すること。
- ④「No.」を別紙1の3『豊田市認証保育所保育を必要とする児童調書』の「整理番号」に転記すること。
- ⑤児童名は漢字で姓名とも正確に記載すること。
- ⑥「退園日」については当該年度10/1以降に退園していない場合及びその旨が未定の場合は空白とすること。

(施設記入欄)

整理番号

別紙3の3

年度 豊田市認証保育所保育を必要とする児童調書

施設名 \_\_\_\_\_

児童	(フリガナ)	生年月日	年 月 日		
住所	豊田市	TEL			
入所日	年 月 日				
世帯の状況 (利用児童の記載は必要ありません。)	続柄	氏名	生年月日	年齢	勤務先等
			年 月 日	才	
			年 月 日	才	
			年 月 日	才	
			年 月 日	才	
			年 月 日	才	

裏面に就労証明等(注①)を添付してください。

注)

- ①上記世帯員のうち児童の父・母においては、保育が必要である旨を証明していただく書類の添付を要します。ご利用施設から添付書類の指示を受けてください。
- ②『続柄』は施設利用児童からみた続柄をご記入してください。
- ③『年齢』は、施設から指示された日時点の満年齢をご記入ください。

«豊田市認証保育所利用者の皆様へ»

皆様の利用している施設は豊田市認証保育所の認証を受けた施設です。豊田市では皆様に健全な保育を提供すべく、当施設での運営に対し交付金を交付しています。この交付金の算出において皆様の世帯の状況(家庭での保育が困難であるか)を確認する必要があり、本調書のご提出をお願いいたします。本調書はこの交付金交付を適正に行うための重要な資料となりますので、この趣旨をご理解いただき、必要書類添付の上、ご利用施設に提出ください。

なお、本調書は豊田市に保管され、豊田市及びご利用施設は本調書を交付金交付事務以外の目的には使用いたしません。

豊田市

別紙3の4

年度 歳入歳出予算書抄本

※（様式は任意。ただし、歳出において「人件費」は明記されていること。）

様式第4号(第10条関係)

豊 発第 号

様

豊田市認証保育所交付金変更決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知した豊田市認証保育所交付金の交付決定を次のとおり変更する。

年 月 日

豊田市長

記

1 施設の名称

2 変更決定額 金 円

3 計画変更の内容

当 初 計 画	変 更

4 条件

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

豊田市長 様

申請者  
施設名称  
設置者名称  
フリガナ  
代表者名  
生年月日  
設置者所在地  
電話番号

年度 豊田市認証保育所交付金実績報告書

年 月 日付け豊保育発第 号で交付金の交付決定を受けた 年  
度豊田市認証保育所交付金事業を完了したので、豊田市補助金等交付規則第10条の規定に  
より、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

2 添付書類

(1) 年度 歳入歳出決算(見込)書抄本・・・別紙5の1

別紙5の1

年度 歳入歳出決算(見込)書抄本

※ (様式は任意。ただし、歳出において「人件費」は明記されていること。)

様

豊田市認証保育所交付金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度豊田市認証保育所交付金については、豊田市補助金等交付規則第11条第1項の規定により、下記のとおり補助金等の額を確定したので、通知します。

年 月 日

豊田市長

記

- 1 施設の名称
- 2 交付金の額 金 円
- 3 この交付金の対象となる事業